

弘前大学における課外活動団体の活動ガイドライン・チェックシート

(令和2年10月14日現在)

今年度の課外活動については、各団体が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた活動内容を申請し、当該申請を精査の結果、十分であると認められた場合に活動できる。

感染拡大防止策等については以下の観点を基準として活動の可否を判断し、不足している場合は、指定する項目の追加を団体に指示する。

また、課外活動を許可する際には、別紙留意事項を各団体に通知する。

共通項目	
「体調変化と登校・出勤の基準」を満たした学生のみ参加する。 (発熱症状者、海外渡航者で帰青の翌日から14日経過していない者、濃厚接触者は不可)。	
なるべく他者と十分な距離(2m以上)を確保することに配慮する。	
宿泊を伴う活動はさせない。宿泊を伴わなくとも活動時間・移動時間の合計は12時間以内とする。	
参加者名簿を毎回作成する。なお、他団体等と合同で活動する場合は、他団体等の参加者を確認できる体制をとる。	
活動時間は、1回あたり連続4時間までとする。1時間程度の休憩時間をはさんだ上でさらに同程度の活動することができる。 なお、山岳・サイクリング等広範囲での移動を活動内容とする団体は1回あたり連続8時間までとする。	
大会・試合は、感染防止対策をとられたことを確認できた場合は、参加・実施できる。 基本的に青森県内での実施とし、宿泊を伴わないこと。県外での実施の場合は、その都度判断する。 試合の場合、対戦相手が社会人・大学生以外の場合は、先方の所属長の許可を得ている。	
移動する際は、交通手段に応じて必要な配慮を行う。 ・公共交通機関：混雑を避けた時間に、マスクを着用の上で利用し、利用後は速やかに手を洗う。 ・貸し切りバス、レンタカー、自家用車：乗車前後の手指消毒及び移動中はマスクを着用し、換気を行う。定員の半分にすると乗車人数を工夫する。 ・自転車、徒歩：なるべくマスクを着用し、3密を回避するよう距離をとって移動する。	
原則として活動中は大きな声を出していない。	
他人と組み合ったり接触することを前提とした活動は競技団体等のガイドラインに従って行う。	
原則としてマスクを着用する。ただし、マスク着用することで熱中症等活動に支障がある場合は、他者との距離を通常より多くとった上で活動する。	
更衣が必要な場合、自宅等で予め更衣して活動に参加し、更衣室を原則使用しない。やむを得ず使用する場合は、人数は1～2名とし、マスクを着用の上、会話をせず、短時間で行う。	
活動の前後に手を石鹸で丁寧に洗うまたは消毒薬で消毒する。	
飲み物やタオル、ユニフォーム等は、共用せず、個人で管理し、自宅へ持ち帰る。	
物の共用を最小限にする。やむを得ず共用する物がある場合は、活動の前後で消毒する。	
活動終了後は速やかに帰宅し、シャワーを浴び、着替える。	
活動上の留意事項	
体育系・その他体育系	所属学連および各スポーツ競技団体が示すガイドラインに準拠した活動である。
文化系	所属学連および関連する各協会や団体等が示すガイドラインに準拠した活動である。
活動場所・施設ごとの使用上の留意事項	
屋外での活動	使用前後に施設・設備を清掃・消毒する。
屋内での活動	活動人数を限定する。 常時換気を行う。常時できない場合は、30分おきに屋内の空気がすべて入れ替わるよう5～10分程度換気を行う。 使用後に室内及び設備を清掃・消毒する。
部室での活動	活動人数を限定する。 室内でのミーティングをしない。

課外活動を行う際の留意事項

1. 日頃から1日2回検温し、体調を管理してください。
2. 「参加者名簿」の提出を依頼することがあるので、適切に保管してください。
3. 連続して長時間の活動はしないでください。
4. 大人数の団体は、グループを分けて活動する等、活動単位を小さくして実施してください。
5. 大学及び大学以外の施設を借用する場合は、当該施設のルールに従ってください。
6. 活動終了後に引き続いての会食は行わないでください。
7. 個人の意思による不参加を認め、強要や不参加者に不利益になる取り扱いをしないでください。
8. 感染防止対策が不十分な場合や実際の活動時に徹底されていない場合は、活動の許可を取り消します。
9. 学外者と一緒に課外活動を行った場合（合同練習・大会・試合・イベント参加等）の参加者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合、直ちに学務部学生課に報告してください。
10. 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を自身のスマートフォンにインストールしてください。
11. 課外活動への参加状況についても「行動記録表」に必ず記載してください。
12. 学外者の本学施設の使用を以下の条件を遵守することで可とします。
 - 定期的に使用するコーチ等：本学学生・職員と同様の感染防止対策（朝晩2回の検温，国内特定地域移動の際の行動等）をとる。
また，活動参加時は名簿を作成し，本学の「体調変化と登校・出勤の基準」を満たしている場合のみ使用できる。
 - 試合相手，合同練習相手等：名簿を作成し，本学の「体調変化と登校・出勤の基準」を満たしている場合のみ使用できる。